

平成30年12月

お客様各位

後見支援預金の休眠預金等のお取り扱いについて

村上信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成31年（2019年）1月4日から取扱いを開始する「後見支援預金」について、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、長期間異動がなかった場合、「休眠預金等」とし毎年一定の期日に預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客様の申出により払戻しをさせていただくこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5号各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する以下の事由

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当該預金等に係る当金庫からの利子等の支払いによるものを除きます。）
- ②手形又は小切手の提示その他の第三者による支払いの請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③預金者から、当該預金について次の掲げる情報の提供の求めがあったこと（当該預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
 - a. 公告の対象となる預金であるかの該当性。
 - b. 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地。

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の追加事由

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金 (後見支援預金)	下記の①②に掲げる事由 ※①は証書を除き、かつ、記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 ※②は(f)に掲げる事由のみ

①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。

②預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。

(a)キャッシュカードの再発行

(b)カードローンの契約の終了

(c)解約予定日の設定・変更

(d)方式変更（通帳式から証書式又は証書式から通帳式への変更）

(e)総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）

(f)別紙に掲げる注意コードの設定・解除

③総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記(1)及び①～②に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上

対象となる注意コード

注意コード	内 容	対象となる預金等の種類
270	通帳紛失	普通預金、貯蓄預金、定期預金(通帳式)、積立定期預金、普通預金(後見支援預金)
274	通帳盗難	同上
271	証書紛失	通知預金(証書式)、定期預金(証書式)、定期積金
275	証書盗難	同上
273	印鑑紛失	全預金
277	印鑑盗難	同上
272	カード紛失	普通預金、貯蓄預金
276	本人カード盗難	同上
230	代理人カード紛失	同上
289	代理人カード盗難	同上

以上